

## しんきん安心一番サービス規定

2019年12月 1日 現在

### 1. (しんきん安心一番サービスの内容)

しんきん安心一番サービス（以下「このサービス」という。）とは、あらかじめ指定された普通預金口座（総合口座含む）と貯蓄預金口座との間で指定日に口座振替により、預金間振替を自動的に行うスウィングサービスをいいます。

ただし、普通預金口座と貯蓄預金口座は、同一店内、同一名義、同一印鑑の預金口座に限ります。

### 2. (振替指定日)

振替指定日は毎日とします。ただし、振替指定日が当金庫の休日に当たる場合は、翌営業日に取扱いをいたします。

### 3. (順スウィング)

このサービスによる普通預金口座から貯蓄預金口座への振替（以下「順スウィング」といいます。）は次により取扱います。

- (1) 振替指定日前日の普通預金口座の元帳残高（保留中他店券残高を含まない）が最低維持残高（以下「振替ライン」という。）を超える金額について、振替単位数の整数倍の金額を振替金額として普通預金口座から貯蓄預金口座へ振替を行います。ただし、1回の振替における振替金額の振替限度額は設けません。
- (2) 次のいずれかに該当するときは、このサービスによる振替を行いません。
  - ① 振替指定日前日の普通預金口座の元帳残高が振替ラインに満たないとき。
  - ② 振替指定日前日の普通預金口座の元帳残高が振替ラインを超えた金額でも振替単位数に満たないとき。
  - ③ 貯蓄預金口座が少額貯蓄非課税制度の適用を受けている場合で、振替することにより非課税限度額を超えるとき。
  - ④ このサービスの指定口座について相続の申出、又は（仮）差押え等が発生したとき。

### 4. (逆スウィング)

このサービスによる貯蓄預金口座から普通預金口座への振替（以下「逆スウィング」といいます。）は次により取扱います。

- (1) 振替指定日前日の普通預金口座の元帳残高（保留中他店券残高を含まない）が最低維持残高（以下「逆振替ライン」という。）未満のときは、逆振替ラインに達する金額を貯蓄預金口座から普通預金口座へ振替を行います。ただし、振替金額が振替単位数に満たない場合は、振替単位数を振替金額とします。
- (2) 次のいずれかに該当するときは、このサービスによる振替を行いません。
  - ① 振替指定日前日の普通預金口座の元帳残高が逆振替ライン以上のとき。
  - ② 貯蓄預金口座の残高が普通預金口座の不足金額未満のとき。
  - ③ 普通預金口座が少額貯蓄非課税制度の適用を受けている場合で、振替することにより非課税限度額を超えるとき。
  - ④ このサービスの指定口座について相続の申出、又は（仮）差押え等が発生したとき。



## 5. (振替ライン・逆振替ライン・振替単位)

振替ライン及び逆振替ラインは50万円とし、振替単位は10万円とします。

## 6. (貯蓄預金口座の適用金利)

スーパー定期300万円未満の1ヶ月以上3ヶ月未満の利率を適用します。

## 7. (解約)

このサービスの取り扱いは、預金者の都合でいつでも解約することができます。

ただし、当金庫に対する解約の通知は、あらかじめ書面により取引店に届出るものとします。また、このサービスの解約と同時にこのサービスの取扱いによる貯蓄預金も解約するものとします。

## 8. (その他)

- (1) 支払指定口座からの資金引落としは、普通預金規定（定期性総合口座取引規定を含む）・貯蓄預金規定に係わらず通帳・カードおよび払戻請求書の提出は不要とし、当金庫所定の方法により取扱います。
- (2) このサービスの契約による自動振替については、口座振替済の通知はいたしません。
- (3) このサービスのお取扱いについて、仮に紛議が生じても、当金庫の責によるものを除き当金庫は責任を負いません。
- (4) このサービスの取扱いによる振替の際の手数料は無料とします。
- (5) このサービスの取扱いによる貯蓄預金には、キャッシュカードを発行しません。
- (6) この規定で定めのない事項は、普通預金規定（定期性総合口座取引規定を含む）・貯蓄預金規定により取扱います。

以 上

